

# 土浦市 企業立地 リーフレット

TSUCHIURA CITY  
BUSINESS INVITATION LEAFLET



土浦市  
政策企画課企業誘致室

# 土浦市の概要

OVERVIEW

## ◆土浦市の概要

- ・面積：122.89km<sup>2</sup> (出所：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」)
- ・人口：142,074人 (県内5位) 人口増減率：+0.9% (平成27年～令和2年)  
生産年齢人口比率 (15～64歳)：59.3% 世帯数：63,093世帯 (出所：総務省「令和2年国勢調査」)
- ・転入者数：7,077人  
転出者数：6,376人 (出所：茨城県「令和3年茨城県常住人口調査」)

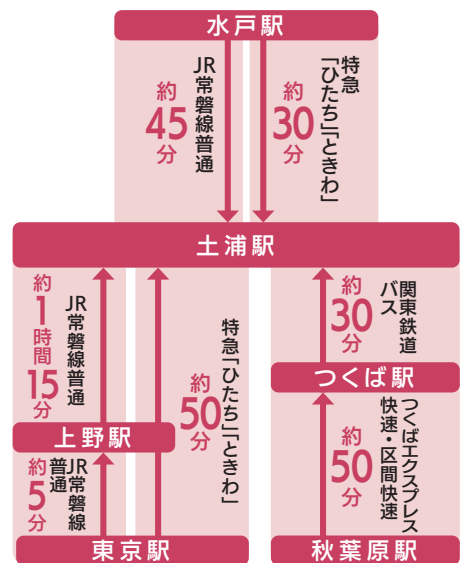
## ◆土浦市の位置

土浦市は、日本第2の湖である霞ヶ浦の西岸に位置し、東京から約60km、茨城空港から約20km、成田国際空港から約40kmの距離にあります。

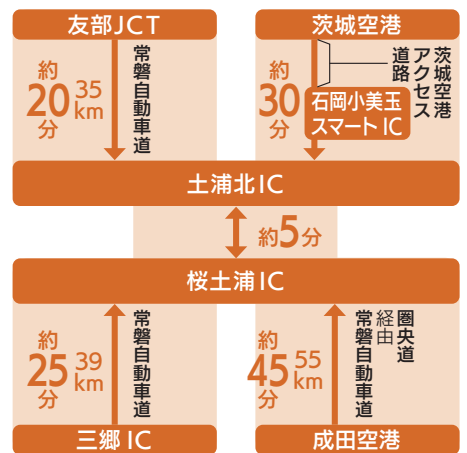
JR常磐線の3駅 (土浦駅、荒川沖駅、神立駅) や常磐自動車道の2つのインターチェンジ (桜土浦IC、土浦北IC) を有する優れた交通アクセスの他、筑波研究学園都市に隣接する優れたビジネス拠点として、企業誘致を推進しています。



### 《鉄道利用の場合》



### 《車利用の場合》



※時間は目安です

## ◆土浦市企業立地サポート事業（マッチング支援）

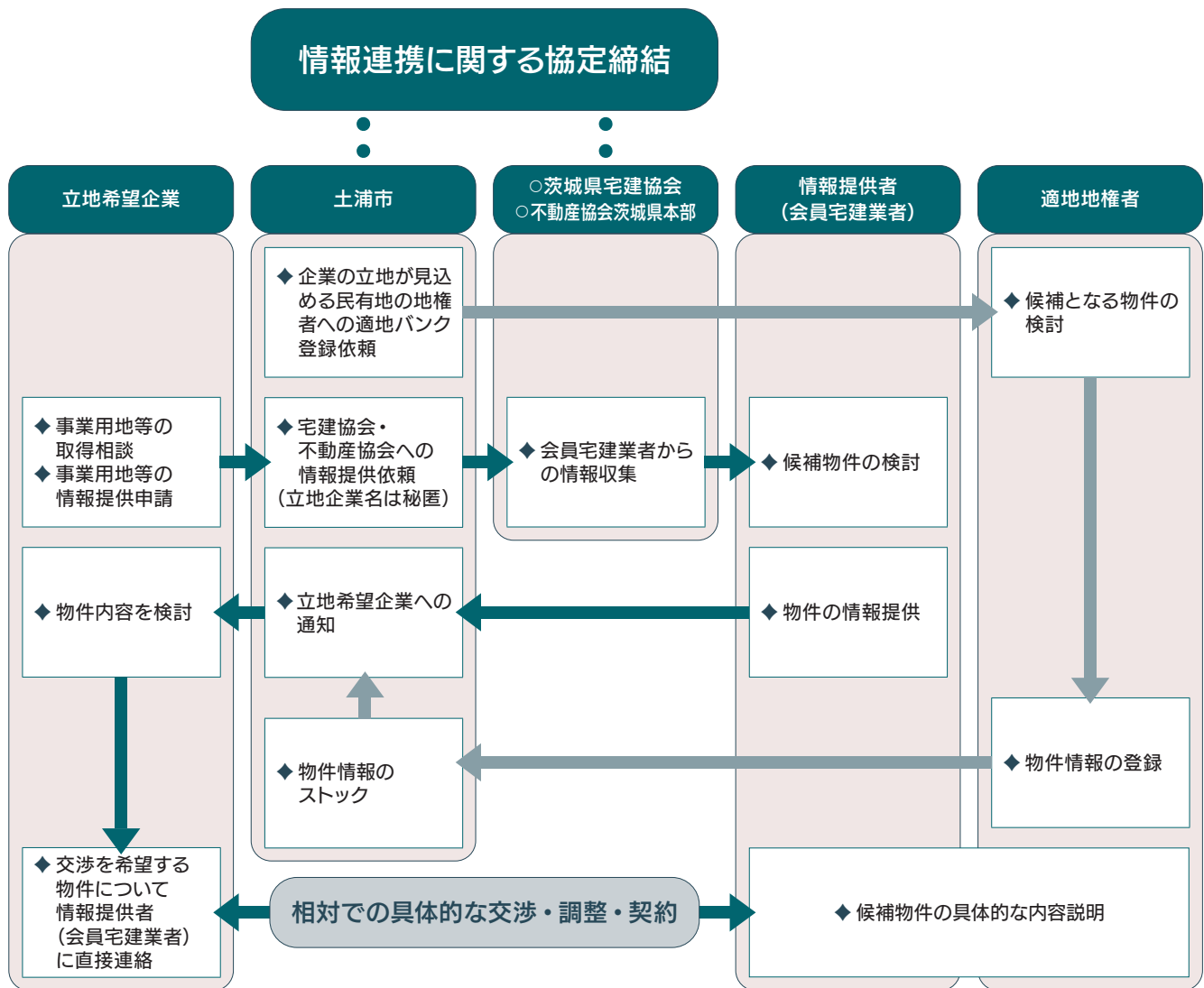
土浦市では、不動産関係協会のご協力のもと、市内で事業用の不動産を探す企業が必要とする民有地の情報をご提供しています。詳しくは企業誘致室までご連絡ください。

## ◆土浦市企業立地サポート事業（適地バンク）

土浦市では、未利用となっている土地の情報を収集し、地権者の同意を得られたものをランドバンクとして幅広くストックしています。

ランドバンクに登録した土地の中から、市内へ立地を希望する企業のニーズに合ったものをご紹介します。詳しくは企業誘致室までご連絡ください。

### 事業用不動産物件の情報連携（運用イメージ）



## ◆立地事業者・創業者向け優遇制度

- 新**・・・土浦市外から市内への移転を検討いただいている方向け
- 増**・・・既に土浦市内で事業活動いただいている方向け
- 創**・・・土浦市内で創業、開業を検討いただいている方向け

※補助要件や、各補助金が併用できるかどうかなど、内容の詳細につきましては必ずリンク先HPや担当機関にてご確認ください。  
 ※各補助の主な対象をアイコンにて示しておりますのでご参考ください。

### 土浦市企業立地促進補助金 **新 増**

概要	土浦市内において事務所・事業所・営業所・工場等を新設または増設する企業に対し、インフラ整備や不動産取得に要する経費の一部を補助します。
補助対象	全業種
要件	新設：開発面積 1.0ha 以上 増設：開発面積 0.5ha 以上
補助対象経費	インフラ整備費、敷地整備費、土地・家屋・償却資産の取得経費
補助額	新設：限度額1億円対象（経費の10%） 増設：限度額 5,000万円（対象経費の10%）
担当機関	土浦市商工観光課（029-826-1111）

### 土浦市ITオフィス環境整備事業費補助金 **新 増 創**

概要	土浦市内の空きオフィスの所有者または空きオフィスへ進出するIT関連企業等に対し、オフィスのIT環境整備等に係る経費の一部を補助します。
補助対象	空きオフィスの所有者、IT関連企業等（茨城県IT関連企業等オフィス賃料補助金の交付決定を受ける予定の企業に限る）
要件	・申請時点で3か月以上事業活動の用に供されていない空きオフィスビル ・交付決定日以降の着工
補助対象経費	OAフロア整備費、通信環境整備費等
補助額	限度額 200万円（対象経費の50%）
担当機関	土浦市商工観光課（029-826-1111）

### 土浦市企業立地促進奨励金 **新 増**

概要	土浦市内において事務所等を新設又は増設する企業に対し、固定資産税・都市計画税の相当額を3年間交付します。
補助対象	(1) 工業団地に事務所等を新増設する企業 (2) 工業団地以外の地域で新増設する製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、農業（植物工場に限る）、大規模小売業の企業
要件	(1) 工業専用地域、準工業地域に建築できるものの中で、要項に該当となる事務所等の新・増設 (2) 固定資産（家屋・土地・償却資産）に1億円以上を投下
補助対象経費	固定資産税・都市計画税
補助額	相当額（3年間）
担当機関	土浦市商工観光課（029-826-1111）

### 土浦市中心市街地開業支援補助金 **創**

概要	中心市街地区域内の空き店舗に新規開業をする方に対し、改装費もしくは家賃の一部を補助します。
補助対象	中心市街地区域内の空き店舗に新規開業をする方（常勤雇用者が2人以上在籍するオフィス等又は小売業・サービス業等）
要件	・建物の全部 ・一部がオフィス等として利用できる空き店舗 ・商業用施設として店舗の出入口が道路に面している1F、2Fの空き店舗
補助対象経費	改装工事費、家賃（敷金・礼金・共益費等を除く）
補助額	改装工事費 限度額 50万円（対象経費の1/2以内） 家賃 限度額120万円（10万円×12か月）（対象経費の1/2以内）
担当機関	土浦市商工観光課（029-826-1111）

### 土浦市 政策企画課 企業誘致室

〒300 8686 土浦市大和町9番1号  
 Tel.029-826-1111（内線 2425）  
 [受付] 18:30～17:15（土日祝除く）  
 令和5年3月 土浦市企業立地リーフレット

より詳しい内容はこちらから



土浦市企業誘致HP



企業誘致PR動画